

別表

日常点検整備基準（本庁舎、分庁舎）

暖房設備の点検整備基準はメーカー発行の取扱要領によるもののほか、次の項目とする。

機 器 名	点 検 整 備 項 目	回 数
1 ボイラー附属機器及び燃焼装置、第1種圧力容器、水面計、フロートスイッチ自動給水発停用マグドネル、フレームアイ、圧力計、温度計、ダンパー、圧力スイッチ、着火装置、インターロック回路	運転前の点検、作動テスト、機能テスト、運転中の監視、ブロー等の実施	毎 日
2 給水装置、水源、環水タンク、給水ポンプ、温水循環ポンプ	点検、作動状態の監視	毎 日
3 バキュームポンプ、圧力スイッチ、フロートスイッチ、ソレノイドバルブ	作動点検、調整	毎 日
4 地下燃料タンク、サービスタンク、ギヤーポンプ、配管等	状態点検	毎 日
5 ボイラー操作盤、各種モーター	作動点検	毎 日
6 各種ストレーナー	清掃	3ヶ月に1回
7 放熱器、放熱器弁、トラップ	状態点検	必要の都度
8 管末トラップ装置、ピット内配管	作動及び状態確認	3ヶ月に1回
9 バーナチップ、着火装置、ファン	確認	常 時
10 ボイラー炉、煙突	燃焼の状態、排ガスの監視及び記録	常 時
11 ボイラー室	室内の整理、整頓	常 時
12 その他	必要な点検整備	必要な都度